

平成 22 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 CCH5 株式会社
代表者名 代表取締役 川村 治夫
問合せ先 キャス・キャピタル株式会社
取締役 澤村 暢一
電話番号 03-3556-5990

「マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

CCH5株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、マークテック株式会社（コード番号：4954 株式会社大阪証券取引所）（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成 22 年 5 月 14 日付の「マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 22 年 5 月 17 日付の公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、この訂正は、公開買付者の特別関係者の株券等所有割合に関する記載の一部に訂正すべき事項があったため、これを訂正したものであり、買付条件等に変更はございません。

記

I. 平成 22 年 5 月 14 日付の「マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

「マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,053 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>23.26%</u>)
買付予定の株券等に係る議決権の数	44,800 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	43,213 個	

<後略>

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,053 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>22.44%</u>)

買付予定の株券等に係る議決権の数	44,800 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	43,213 個	

<後略>

II. 平成 22 年 5 月 17 日付の公開買付開始公告の訂正内容

公開買付開始公告の内容を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者 0.00% 特別関係者 23.26% 合計 23.26%

<後略>

(訂正後)

公開買付者 0.00% 特別関係者 22.44% 合計 22.44%

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する内容を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【手続及び情報開示基準】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

【言語】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上